

○南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例

平成18年1月1日条例第172号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、市民の営農意欲向上等の研修に供するため、研修センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 研修センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南相馬市角川原総合研修センター

位置 南相馬市鹿島区角川原字前川原69番地の1

(使用の許可)

第3条 南相馬市角川原総合研修センター(以下「センター」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの使用を許可するときは、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 建物及び附属物を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又は風紀を乱すおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上必要があるとき。

(使用料)

第6条 センターの使用料は、徴収しない。ただし、目的以外に使用する場合に、1時間につき710円の使用料を徴収する。

2 使用料の納入は、使用が許可されたとき、前納しなければならない。

(使用の責任)

第7条 使用者は、使用中における一切の責任を負わなければならない。

(損害賠償の義務)

第8条 使用者は、建物及び附属物を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、損害額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第10条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例(平成元年鹿島町条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。